

## 第7回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和4年9月8日(木) 午後2時00分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**(11人)  
2番 野坂賢思、4番 山下理恵、5番 濱口佳史、6番 金子俊博、  
7番 橋田美和、8番 伊芸精一、9番 松本昌子、10番 垣谷征志、  
12番 福留康弘、13番 ハジィフ泉、14番 吉尾好市  
**【推進委員】**(3人)  
3番 若藤陽介、6番 尾崎澄夫、7番 西村節男  
  
(事務局：事務局長 渡辺健心、書記 藤本英)
4. 欠席委員 **【農業委員】**(3人) 1番 小谷健児、3番 江口千寿、11番 酒井幸男  
**【推進委員】**(4人) 1番 大石正幸、2番 弘瀬正彦、4番 宮川建作  
5番 小橋誠一
5. 議事日程
  - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
  - (2) 各議案の審議  
議案第1号 農地法第3条許可申請(農業委員会会長許可)について(1件)  
議案第2号 非農地証明願について(5件)  
議案第3号 農業経営基盤強化推進法第18条第1項の規定による農用地利用  
集積計画の決定について
  - (3) その他の討議・報告事項について

○その他  
農地パトロールについて  
非農地証明(浮津)について

議長 ちよつと時間も早いですけど予定の議員が揃いましたので、これより9月の定例会を始めたいと思います。

先日の台風11号でしたか、えらい勢力の強い台風でえらい心配しておりましたけど、うまいこと日本海の方にそれていただきまして安堵しているところですが、また次の台風が出てきておまして、心配をしております。なんとか免れるように祈っております。

大変暑い時期でございますし、まだ残暑もなかなか厳しい時期ではございますので農作業等には十分に体に気を付けて、今日も事情により欠席がかなりおりますけど、皆さんも十分に気を付けていただきたいと思います。

それでは早速始めたいと思いますが、今日、欠席、いろいろありまして、〇〇君とそれから〇〇さん、〇〇君、〇〇さん、〇〇さん、〇〇君と〇〇さん、欠席でございますが、会の方としては成立しております。それで、今日の議事録署名人ですが、〇〇君と〇〇さんをお願いしたいと思います。

それでは早速入りたいと思います。

それでは議案第1号、農地法第3条許可申請につきまして1件出ております。事務局の方より説明をお願いします。

事務局 それではご説明させていただきます。

1ページをお願いします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請1件出ております。

番号1番、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さんです。申請地としまして、黒潮町入野字咲田、田、164㎡となっております。理由としまして、許可あり次第所有権の移転、売買となっております。

2ページからお願いします。

まず場所なんですけども、〇〇の〇〇地区のあたりです。〇〇〇〇が下の方に見えておりますが、そこからちよつと奥、北の方に入っていった場所になります。ここさらに奥に行ったら平成団地などにたどり着く場所となります。

3ページがゼンリンの地図となっております。

続きまして4ページが拡大の航空写真です。こちら申請地のちよつと下に〇〇〇〇っていうアパートがありますが、そのちよつと裏の方になっております。

続きまして5ページが公図となっております。

続きまして6ページが現況写真です。こちら申請地内にカーブミラーとですね、奥の方にホースの収納箱がありますが、こちら管理しておるのが役場の情報防災課になりまして、所有権が移転したら、引き続き置かしていただきたいゆうことで承諾を得たいということではしております。申請者ご本人もここは知っているの、所有権移転終わったらお話しとくということだったので、引き続きこの状況なのかなというふうに思います。

続きまして7ページが第3条調査書となっておりますので読み上げさせていただきます。

譲受人〇〇さん、譲渡人〇〇さんです。第2項第1号の全部効率利用につきまして、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。作業従事者として、ご本人と子どもさんとなっております。所有機械として、軽トラが1台、トラクターが1台となっております。

第2項第2号につきましては適応はありません。

第3号の信託についても適用がありません。

第4号農作業常時従事の面につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について作業に従事するものと見込まれます。年間150日の従事日数となっております。

第5号下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超えております。今回の取得分を含めて2万3,306㎡となっております。

第6号転貸禁止についても該当はありません。

第7号地域調和に関しましては、所有権移転後は野菜の栽培を予定しており、周辺農地への影響はないものと考えられます。

こちら農用地区域外となっておりますして利用権の設定もありません。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の方より説明が終わりました。担当委員さんの方で捕捉説明あればお願いします。〇〇君ですかね。お願いします。

〇〇委員 9月1日に〇〇さんに聞き取り調査の方させていただいて、〇〇さんが以前土地の売買があつてこの土地だけちょっと残っちゃつたということで、それで取得してくれということでこういう形になったということですが。農地としては以前から駐車場として使っていたんで、農地として利用するのは厳しそうな土地なんです、特別こだけ残っちゃつてもということで取得したということ。

議長 議案書の方には野菜を作るので周辺に影響ないということですけど。

〇〇委員 そうですね、影響なさそうです。

議長 ちょっと駐車場に使うゆうがは3条許可にはあれや、5条とかなんとかやったらかまんけど、3条で、3年3作ゆう規約があるので、農地として利用してもらわんといかんがよ。

〇〇委員 そうですね。消火栓とかも駐車場として使用する前提でつけちよる感じなんで。

事務局 ここはこれまで〇〇さんから3条上がってきたら一応申請通りに耕作はしていただいて

おりまして、申請内容は履行されていたので、ちょっと注視していく必要があるのかなと思っ  
ていますので。

議長 ちょっとそこらあたり本人に3条許可申請についての3年の農地についての利用、駐  
車場でなくて農地としての利用ということで。  
何かこの件についての質疑質問、ある方举手願います。

〇〇委員 6ページのカーブミラーのある写真やけど、これ消火栓のホース。

事務局 ホースゆうて書いてます。

委員 消防のホースやろ。道から遠いみたいになんであんな端っこに。

議長 ホースだけで消火栓はない。

〇〇委員 消火栓は道の方にあってホースだけ。

課長 たぶんこれが消火栓の黄色の。

〇〇委員 ホースのあれだけが田んぼに置いちょうわけ、道に置いちょうわけ。

〇〇委員 田んぼの畔のような所に、草ぼうぼうで。

議長 主の消火栓はこの写真でいうとは赤い字のところの1のところのちょっと下あたり、ち  
よつと黄色なっちょうところがあると思うがやけど、ここらあたりに消火栓があるらしい。  
たぶん消防のホースだけここへ収納しちょうがと思うがやけど。いいですかね。他に何か  
質疑ありませんかね。ないですか。この条件付きということで承認を事務局の方から言う  
てくれる。

3条許可申請につきまして承認をされます方举手願います。

(举手全員)

举手全員です。議案第1号につきましては承認をされました。

尚、3条許可申請本人に3年の3作を作るよにということは事務局の方から伝えてい  
ただくということをお願いしたいと思います。

続きまして議案第2号、非農地証明願について5件出ております。事務局の方より説明を  
お願いします。

事務局 1 ページをまたお願いします。

議案第 2 号、非農地証明願 5 件出ております。こちら前回、〇〇さんから第 3 条申請出していた分を再度非農地証明願いで出し直していただいた分です。どうしまして一応全部読み。

議長 もうこれ一緒にえいがやない。一緒にのどこやけん。前回 3 条許可申請で出ちよったところをちょっと 3 条ではいかんので非農地証明出してくださいというようなことで。そういうふうなあれで戻しちよったと思うがよ。1 番については承認したけど、2 番については非農地証明でない農地としては認められないということで返しちよったがね。地権者から非農地証明を出してくださいということで、これが出てきちようが。1 発でやっても構いませんか。

事務局 前回のものに 5 番のものだけ 1 筆足されて非農地証明願にはなっていてきております。5 番だけ前回なかった分です。

議長 同じところやないが。

事務局 同じです。隣接したところでは。

願出人だけ読み上げさせていただきます。

番号 1 番、〇〇〇〇さん。番号 2、〇〇〇〇さん。番号 3、〇〇〇〇さん。番号 4、同じく〇〇〇〇さん。番号 5、〇〇〇〇さんとなっております。

現況写真としまして、14 ページからとなっておりますが、これも前回と同じものとなっておりますので、またご確認をお願いします。

一応全てですね 30 年から 40 年前くらいに耕作をやめて、現在山林化している状況ということになっております。

すべて農用地区域内で利用権の設定もありません。

事務局からは以上です。

議長 今事務局より説明がありましたが、担当委員さんの方で捕捉説明あればお願いします。尾崎さんですかね。

〇〇委員 こないだも説明した通りで、農地としては耕作してないところもあることやし、スギの木ら。じゃけん見たなりのことで非農地証明でいいんやないろうかね。農地としては認めるというわけにはいかんでしょう。

議長 前回そういうやつね。前回そういうがで非農地証明で出してくださいゆうことやったね。

見た通りと。何かこの件につきまして質疑質問ありませんか。

〇〇委員 これは、蕨岡へ抜ける道やろ。15 ページかしらんへアンテナみたいなもんがある、これは無線かなんかなが。

議長 これは何かの調査やったね。

〇〇委員 地震のね、計測みたいながでね、アンテナを置いて調べようがやけど、今はそれが千葉県の方の方に言うて移っちゃうらしいです。移っちゃうけど、使うてみてここは〇〇さんが土入れしたいらしいがやけど、それはそのことは大学との話にしてくださいゆうて、〇〇さんが言うたそうです。

〇〇議員 今年は平成何年かね。

事務局 34 です。

〇〇議員 あれのが8 ページみたらきれいなけどよ、22 年度のがでね、ほいだいぶたっちゃんがでね。

事務局 そうですね、この航空写真が。

〇〇委員 奥がわりには、そこそこ田んぼがあったはずやがね。

議長 もともとはね。もともとは作りよつたらしいがやけど。現在は全然作りよらん。ここはあれやろうか、非農地証明で買い上げて土置くが。

〇〇委員 今は土は置かんがやけど10 年ばしたら土捨て場になるらしいがです。結局はあとは〇〇さんが売買しちょうみたいなのがやけど。それは前回も私言うたがやけど、あそこへ土を捨てたら、そうとう排水をちゃんとするか、やっちょかにや、盛土なって下のところに、去年の9 月の大雨で下の方の家が床上浸水したけん。怖いです。農業委員会は農地へ、終わるかもしれんけど、その後で災害が起こった時には困るけん、対策をするがはどこの課になりますかこれは。

事務局 埋め立てで盛土を3,000 m<sup>3</sup>以上やったかな、するなら県の許可がいるがですよ。そこの基準を超えちゃうかどうかながやけど、一定、県の方がこういったことの審査はするようです。

〇〇委員 また雨みたいになったらおおごとぞ。5番目の〇〇のところへ最終流れてくる、土砂が。

議長 家が下流にあるがか。

〇〇委員 家建てちょうけんね。1番下が〇〇ながよ、そのところが今いよう心配ながよ。

議長 土砂をおいた場合に。

〇〇委員 あとミカンもつくる田んぼで植えちょうけんそこが全部浸かると。そんなことになったらね。災害が起きたら。これは天災じゃない、人災になってくるけん。そこ気をつけてもらいよらにや。

議長 そこらあたりの工事はちゃんとしてもらいよらにやいかなね。下流に影響がないように。自分らは手が離れても。

〇〇委員 農業委員会としてはこれを非農地にするかあれにするかで協議しようということ。あとのことは〇〇さんとゆうたら、県で、あとのことはせないかんと思うがです。夕べもちょっと蕨岡へ行く道を上がった土地を田んぼにせなよという約束でしたけど、誰がどうしたか知らんけどあれば上がちよるわけです。現に今の。ほんで非農地しかならんがやけど。今は農業委員会の人はこれを非農地と認めて、後のことはやらないかん。

議長 〇〇さんがどういう処理をしてくれるかやけんど、もし災害があるようなことをした場合県の許可がおりんと思うがやけんど。

〇〇委員 これ農業委員会は非農地の判断をすると。

議長 なかなかそこまでは責任持てんけん。これは地権者から非農地証明として出てきちよるもんで、我々は非農地にするかどうかの決断をするばあで。その影響はなかなか農業委員会は責任が持てなね。

〇〇委員 この地震計のあるところも山手へ向いちよるがやろこれ。

〇〇委員 区長さんしよる人に会うたがよ、夕べ。元の人やなしにどっかの大学のところへ行っちゃよるがやけど、あんまり使用するようなことは言いよらんかった。

議長 ほいた大学としても管理はしよらん。調査しよらんがやね。

〇〇委員 草刈りだけ頼まれちよる言よったで。

議長 大学の方から。何回かやり取りはあるがやね。

〇〇委員 大学と〇〇さんとの話をきちんとして。

議長 そういうことで、前回農地としてはいかんけん非農地証明を出してくださいゆうがはこつちらか言うちよるがやけん、非農地証明がえいかわりいかの判断でやらないかんと思うがよ。で後はもう〇〇さんが責任を負うということになる。それでいいですかね。そしたらここに出された承認受けたいと思いますけどよろしいですか。この非農地証明願、1番から5番ですかね、につきまして、承認をされます方举手願います。

(举手全員)

举手全員です。非農地証明願につきましては承認をされました。

議案第3号、農業経営強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、利用権の設定ですが事務局の方より説明をお願いします。

〇〇さんちょっと退席してもらおうか、すみません。

事務局 そしたら利用権の設定についてご説明をさせていただきます。1ページからお願いします。順番に説明をさせていただきます。4-30、大方4-30、貸付人〇〇〇〇さんです。借受人として高知県農業公社となっております。名前を順番に読み上げさせていただきます。

4-31、大方4-31、〇〇〇〇さん。借受人同じく高知県農業公社です。

4-32、大方4-32、と次の4-33も同じです。〇〇〇〇さんとなっております、同じく借受人高知県農業公社です。ここまでが口湊川の土地、田んぼとなっております。

この後が4-34、大方4-34、貸付人、〇〇〇〇さんです。

4-36、大方4-36〇〇〇〇さんです。

4-37、大方4-37〇〇〇〇さんです。

4-38、大方4-38〇〇〇〇さん。

その下4-39も同様となっております。

4-40、大方4-40〇〇〇〇さんです。

4-41、大方4-41〇〇〇〇さんです。借受人がすべて高知県農業公社となっております、大きく分けて口湊川と、下田の口の農地となっております。

作目としましては全て水稻となっております。

こちら全てですね、個人と農地利用権の設定後、〇〇さんと利用権を設定します。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の方から説明がありました、先に〇〇さんの関係で承認を受けたいと思いますが何かこの件につきまして質疑ありませんかね。

今まで作りよったところを農業公社がかんだけん新規になっちょうわけやね。

事務局 〇〇さんとしてもおそらく新規になってると思います。下田の口の方は〇〇さんがかなり大規模に作られて葉タバコやってたところを今後水稻にしていこうということですよ。

〇〇委員 湊川のあれは。

議長 〇〇さんか。

事務局 口湊川がですね。〇〇さんはもともと水稻になってますね。場所がですね、口湊川の橋のちょっと奥の行ったあたりなんですけど、橋渡って道路沿いに。橋のちょっと奥ですよ。

議長 〇〇君がこんまいハウスがあってあこらあたりやないか。人家があるやかあこにちょっと。あれの手前やろ。あこあんま広ないけど田んぼあるにはある。

事務局 もともと水稻になってますね。

〇〇委員 〇〇が作りようがやろ。

〇〇委員 いや作ってない。〇〇さんところ、亡くなった。その人が、〇〇の、タバコ作りよったけど、その人と年いって。その一画を全部埋めたがや。

議長 農業公社から〇〇さんの方にゆうことで。〇〇さんとの関係があるけん、先に承認をもらいたがやけど、いいですかね。

それでは4-41までにつきまして承認されます方挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。4-30から4-41までにつきましては承認をされました。

事務局 それでは3ページからお願いします。読み上げさせていただきます。

4-42、佐賀4-1、貸付人〇〇〇〇さんです。借受人が同じく高知県農業公社です。

4-43、佐賀4-2、〇〇〇〇さんです。期間としまして10年間となっております、場所が荷稲です。〇〇の倉庫が道路の左手にあるがですけどそこのすぐそばの場所となっております。作目としましてはニラとなっております私用貸借となっております。こちら個人と

農地中間管理機構で利用権の設定後に〇〇と利用権を設定することとなっております。

続きまして4ページをお願いします。

こちらからは相対となっております。

まず4-44、大方4-42、貸付人〇〇さんです。借受人、〇〇さんです。場所としまして浮鞭の字社となっております、期間が10年間です。作目がレモンとなっております。

続きまして4-45、貸付人〇〇さんです。同じく4-46の貸付人〇〇さんで、これらの借受人が〇〇さんとなっております。期間としましては約10年間とちょっととなっております。場所は田野浦の本田でこちらも作目がレモンとなっております。

続きまして4-47、大方4-45、貸付人、〇〇さんです。借受人が〇〇さんとなっております、期間が約10年間となっております。こちらが作目イチゴとなっております。

続きまして4-48、大方4-46、貸付人、〇〇さんです。借受人が〇〇さん。期間が約5年間となっております、こちら作目がキュウリとなっております。

続きまして4-49、大方4-47、貸付人、〇〇さんです。借受人が同じく〇〇さんとなっております、期間が約10年間となっております。作目としましてはキュウリとなっております。

続きまして4-50、大方4-48、引き続き4-51、大方4-49こちら2筆が貸付人、〇〇さん。借受人が〇〇さんとなっております。期間としまして、約2年とちょっととなっております。作目としてましては2筆ともショウガとなっております。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の説明が終わりました。これ目通していただいて何か質疑質問ある方举手願います。

何か質疑質問ありませんかね。

〇〇委員 蜷川の件について、10aあたりが〇〇かね。だいたい〇〇。高いかね、費用が。

議長 今までもこの値段で借っちゃったがやないかね、このあれは。ハウスのあれは。ようわからんけど。

再設定になっちょるけん以前からこの値段で買っちゃたがやないろうかね。

事務局 そうですね、これまで通り。全体の借賃が中途半端な金額ながですが。

議長  $m^2$ 割りしちょうがやろうかね。 $m^2$ 割りゆうても10aあたりやけんあれやね。おかしいね。

事務局 10aあたりでやっても端数になってるので、どうゆう計算かはわからないですが。

議長 ○○円ちゅうようながは。

○○委員 だいたい黒潮町の米やったら何俵でだいたい。

議長 どんなところもあるろうけんど。現金であれするところもあるけんど。

○○委員 ハウス自体は町がだいたい。

議長 取り決めしちょうが。それは目安としてのがやないが。

○○委員 こういうのはどうせね全体で15万やったら15万でやってよ。㎡が半端な3,100何㎡やけんよ、それでやった反当りになるがやない。

議長 そういうふうなあれで㎡で割っちよるがやろうね。

事務局 35ページに○○さんの具体的なががあるがやけんど、全体でやってもちょっと中途半端ながですよ。

議長 借賃やき本人同士が話しようがやけん、こっちが高い安いは言わんでもかまんがやない。

○○委員 そういう土地を買うときにどればあで借りようがかね。

議長 目安にはならね。反あたりの目安には。  
他に何か質疑ありませんかね。

田野浦の○○さんと○○君のところは先にすりぬかどんどんどんどん入れよったのでここはどうするがぜゆうて聞いたら、レモンを植えたいゆうて。それやったら農業委員会に届け出をしてくださいと言うたら、もう既に届けてますということで。田んぼ荒らしちよったわけやけど、作ってくれるゆうことで。露地レモン。

○○委員 今、畝たてちょうとこか。

議長 そう、本田の下の段の入り口のところ○○さんののがと○○さんののがとあったが。あそこに露地レモンを植えるゆうて。愛媛県の方が。

事務局 認定農業者ですね。

議長       あの人やったで。農業委員会に届け出をしてください言うたらもう既に出してますゆうことやったけん。

          そういうことで荒れたところ作ってくれるゆうことでええかなと。何かないですかね。なければ承認を受けたいと思います。いいですかね。

          それでは議案第3号につきまして4-42から4-51までにつきまして承認をされます方挙手願います。

(挙手全員)

          挙手全員です。議案第3号につきましては承認をされました。

          議案が終わりましたのでいったん記録を止めたいと思います。

(午後2時41分終了)